

国総建第276号  
国住指第4883号  
平成22年3月29日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



国土交通省住宅局建築指導課長



### 工場、倉庫等において設置されているエレベーターについて

最近、特に工場や倉庫等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーター（以下「違法設置エレベーター」という。）による死亡又は重大な人身事故が発生しております（別紙1参照）。

昨年2月25日に発生した兵庫県姫路市の食品工場において発生したエレベーター死亡事故を受け、当該エレベーターの製造者が設置したエレベーターについて緊急点検を実施したところ、現存が確認された22基すべてが確認・検査を受けていないとともに、安全装置の不備等の実体違反を伴っていたことが報告されました。

このような違法設置エレベーターについては、安全性が確認されないまま同様の事故が発生することが懸念されることから、国土交通省では、厚生労働省と連携し違法設置エレベーター等についてそれが把握している情報を相互に提供することとともに、都道府県及び特定行政庁に対して、違法設置エレベーターに係る情報収集及び違法設置エレベーターを把握した場合には所要の措置を講じるよう要請いたしました（別紙2参照）。

工場や倉庫等に設置されるエレベーターについても、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受け、定期に報告を行う必要があります。貴団体におかれましても、傘下の建設企業に対し、建築基準関係法令の遵守に遺漏無きを期するよう周知していただきますよう御協力願います。



## 違法設置エレベーターにおける最近の事故事例

発生日	発生場所	用途(建築物)	事故の概況等	確認・検査等の有無	基準不適合
09/2/25	兵庫県姫路市	工 場	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員が2階の乗り場から1階にあつたかごの天井に転落し、昇降路壁とかごに挟まれ死亡。	無	有
09/4/20	青森県青森市	旅館倉庫	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員が1階から2階に上がる際、かごの鉄製柵と1階天井部に上半身を挟まれ死亡。	無	有
09/5/12	静岡県沼津市	倉 庫	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 経営者がかごの上枠と2階の床に頭を挟まれ死亡。	無	有
09/5/23	鹿児島県	住 宅	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 利用者が2階から1階に下ろしたかごと1階の床の間に挟まれ死亡。	無	有
09/5/30	静岡県静岡市	作業所	【被害者】 1名(重体) 【事故の概況】 従業員が2階において、かごの上枠と乗り場柵の隙間に首を挟まれ意識不明の重体。	無	有
09/6/4	大阪府八尾市	工 場	【被害者】 1名(重体) 【事故の概況】 従業員が2階において、かごの上枠と乗り場柵の隙間に首を挟まれ重体。	無	有
09/11/16	北海道小樽市	工 場	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員がかごの床と1階天井の間に頭と腕を挟まれ死亡。	無	有
10/1/13	京都府京都市	工 場	【被害者】 1名(重傷) 【事故の概況】 利用者が3階の乗り場から1階にあつたかごの天井に転落。	無	有

※点検作業中の事故を除く。

国住指第3968号  
平成22年1月27日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 違法に設置されているエレベーター対策について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーター（以下「違法設置エレベーター」という。）による死亡又は重大な人身事故が発生しております。

昨年2月25日に発生した兵庫県姫路市の食品工場において発生したエレベーター死亡事故を受け、当該エレベーターの製造者が設置したエレベーターについて緊急点検を実施したところ、現存が確認された22基すべてが確認・検査を受けていないとともに、安全装置の不備等の実体違反を伴っていたことが報告されました。なお、これらのエレベーターについては、関係特定行政庁の指導により既に違反の是正、使用停止の措置が講じられております。

このような違法設置エレベーターについては、安全性が確認されないまま同様の事故が発生することが懸念されることから、今般、国土交通省と厚生労働省が連携し、違法設置エレベーター等について、それぞれが把握している情報を相互に提供することとしましたので、建築部局として違法設置エレベーターについて所要の措置を講じるようお願いいたします。

また、貴職におかれでは、貴管内の特定行政庁に対して、下記の通り、違法設置エレベーターの把握に努めること、違法設置エレベーターに係る情報を得た場合には所要の措置を講じることについて周知願います。

なお、国土交通省と厚生労働省では、今回の取り組みをはじめとして、違法設置エレベーター対策について今後とも連携を強化することとしているので、貴職におかれましても、都道府県労働局、労働基準監督署との情報交換等連携を図っていただきますようお願いします。

### 記

#### 1. 特定行政庁における情報収集

特定行政庁においては、以下のような取り組みにより違法設置エレベーターの把握を行うこと。

(1) 工場等の事業場の従業員等から違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベー

ターに関する情報の受付窓口を設置し、周知すること。この場合においては、公益通報制度の枠組みを活用する等により通報者の保護に留意すること。

なお、国土交通省においても、「国土交通ホットラインステーション」や「建築物事故・不具合情報受付窓口」において違法設置エレベーターに係る情報を受け付けることとしており、これらにおいて情報を入手した場合、該当する都道府県に通知することとしている。

(2) 工場等の事業者に対してエレベーターの法令の適用範囲や手続きについて積極的に周知を図ること。このことについては、兵庫県下の特定行政庁が作成したリーフレットがあるので参考にされたい(別紙参照)。

(3) 建築物の用途、床面積、階数、確認手続の記録等の状況により優先順位をつけた上で、計画的に、建築基準法第12条第5項の報告徴収、同条第6項の立入検査等により、違法設置エレベーターの把握を行うこと。この場合において、労働基準監督署等との情報交換による情報の活用も図ること。

この取り組みについては、今後、建築行政の実施に係る行政計画に盛り込む等により着実な実施を図られたい。

## 2. 違法設置エレベーター関連情報を把握した場合の特定行政庁の対応

(1) 上記(1)等により情報を得た特定行政庁は、当該エレベーターが建築基準法に基づく確認・検査等の手続が行われているかどうかを確認するとともに、立入検査等により建築基準法への適合状況について確認すること。その上で、基準に適合しない場合には是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該エレベーターの使用を確実に停止させるなど、所要の措置を講じること。指導にあたっては、必要に応じ労働基準監督署等との連携を図ること。

(2) 違法行為を確認した場合には、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」(平成18年5月11日付け国住指第541号)に基づき事実関係を公表すること。

(3) 特定行政庁は、違法設置エレベーターについて、別添様式により①設置場所、②エレベーターの情報、③建築基準法の違反内容、④是正指導の状況等について、都道府県を通じて国土交通省に情報提供すること。この場合において、国土交通省から厚生労働省に必要な情報を提供することとしている。  
(※別添様式:省略)

## 3. 厚生労働省からの情報提供と情報提供を踏まえた対応

### (1) 厚生労働省からの情報提供

今般、工場等に設置されているエレベーター対策について厚生労働省と連携することとしたところであり、厚生労働省から次のとおり都道府県労働局に周知されている。

① 労働安全衛生法関係法令の適用の有無に関わらず、労働災害に直接関連する欠陥のあるエレベーター(簡易リフトを含み、工事用を除く。②において同じ。)について厚生労働省が情報を把握した場合には、厚生労働省は当該エレベーターが設置された事業場の名称、所在地及び欠陥の概要を国土交通省に提供すること。

② 労働災害に直接関連する欠陥がある等のエレベーターであつて製造者に責任のあるものについて、都道府県労働局から製造者に係る情報等が厚生労働省に報告された時点で、厚生労働省は当該エレベーターの製造者の名称、所在地及び販売状況等の情報を国土交通省に提供すること。

#### (2) 情報提供を踏まえた対応

国土交通省は、(1)に基づき厚生労働省から情報提供を受けた場合、該当する都道府県に通知することとしている。

都道府県を経由して情報提供を受けた特定行政庁は、2(1)、2(2)と同様に、所要の措置を講じること。

平成 21 年 6 月 15 日

兵庫県下特定行政庁等連絡会議

## 事業者の皆様へ

### 簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成 21 年 2 月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手續がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手續（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している 12 市又は県の担当部署までお願いします。

**建築基準法では、**

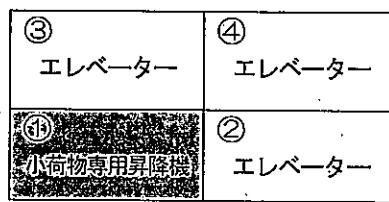
- ・簡易リフト
- ・1t 未満のエレベーター

**についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。**

【問い合わせ先】建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
神戸市内	神戸市 建築安全課	078-322-5649
尼崎市内	尼崎市 建築指導課	06-6489-6647
姫路市内	姫路市 建築指導課	079-221-2549
西宮市内	西宮市 建築指導グループ	0798-35-3701
伊丹市内	伊丹市 指導課	072-784-8156
明石市内	明石市 建築安全課	078-918-5046
加古川市内	加古川市 建築指導課	079-427-9264
宝塚市内	宝塚市 建築指導課	0797-77-2083
川西市内	川西市 建築指導課	072-740-1207
三田市内	三田市 建築指導課	079-559-5119
芦屋市内	芦屋市 建築指導課	0797-38-2114
高砂市内	高砂市 建築指導課	079-443-9035
上記以外の市町	兵庫県 建築指導課	078-362-3609

### 【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1m<sup>2</sup>超かつ高さ1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積1m<sup>2</sup>以下又は高さ1.2m以下</li> </ul>  <p>高さ ↓ 低 ↑ 1.2 m 1.0 m<sup>2</sup> 小 ← → 大 面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1m<sup>2</sup>超又は高さ1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1m<sup>2</sup>以下かつ高さ1.2m以下</li> </ul>  <p>高さ ↓ 低 ↑ 1.2 m 1.0 m<sup>2</sup> 小 ← → 大 面積</p> <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>

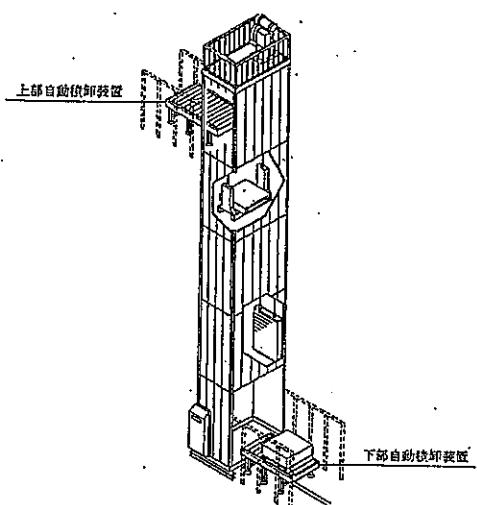
## 建築基準法の適用を受けるエレベーターについて

### ■建築基準法で定める「昇降機」及び「エレベーター」

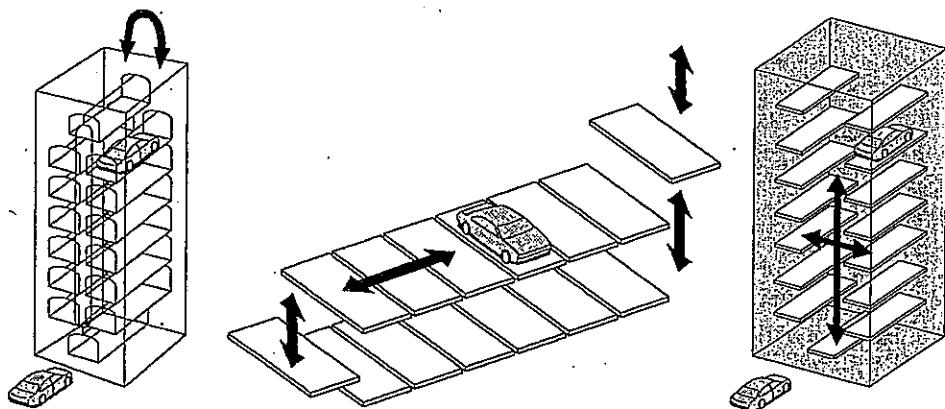
- ・「昇降機」は、「一定の昇降路、経路その他これらに類する部分を介して、動力を用いて人又は物を建築物のある階又はある部分から他の階又は他の部分へ移動・運搬するための設備」をいいます（ただし、下記（参考）に示すものは「昇降機」には該当しないとしています。）。
- ・「昇降機」の中で、エスカレーター及び小荷物専用昇降機を除いたものを、「エレベーター」としています。
- ・下記（参考）中、2①のように、工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設であっても、人が物品の搬出入に直接介入する場合は、建築基準法の適用を受ける昇降機に該当することとなります。

### （参考）建築基準法の適用を受けない「人又は物を移動・運搬する設備」

- 1 建築物に設けないもの（観光タワー等に設置される観光用の乗用エレベーターは除く。）  
 （例）駅舎、地下歩道、船舶や建築中の建築物に設置するエレベーター
- 2 建築物に設けるもので、次の①から③までのいずれかを満たすもの
  - ① 工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設で、人が機器への物品の搬出入に直接介入せずに使用され、かつ、人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造となっているもの。



② 機械式駐車場（機械式駐輪場を含む。）、立体自動倉庫等の物品の保管のための施設（当該施設に搬入された物品等が自動的に搬出位置に運搬される構造となっているものに限る。）の一部を構成するもので、人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造となっているもの。



③ 舞台装置であるせり上げ装置